



高根沢町公告第47号

入 札 公 告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和8（2026）年7月1日

高根沢町長 神 林 秀 治



1 入札対象工事

入 札 番 号	R8-1012
工 事 名	高根沢町新庁舎等建設工事
工 事 箇 所	高根沢町大字石末地内（町民広場）
業 種	建築一式工事
工 事 概 要	新庁舎等建設工事 新庁舎及び文化・スポーツ複合施設 （鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建 延床面積 9,484.08 m ² ） 一棟 附属棟（鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積 441.49 m ² ） 一棟 車庫（アルミニウム合金造 平屋建 延床面積 107.40 m ² ） 一棟 外構工事 一式
工 期	630日間
余 裕 期 間	高根沢町余裕期間設定工事 （着手期限：本工事の契約に係る町議会の議決（承認）を得た日から60日以内）
最低制限価格等	高根沢町低入札価格調査制度を適用
予 定 価 格	¥8,523,878,000-（内消費税額¥774,898,000-）
入 札 方 法	電子入札
週休2日制工事	栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事実施要領を準用
町議会の議決	町議会の議決対象工事：議会の議決を得たときに本契約となる。
そ の 他	①本工事の入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式により執行する。 ②本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及

び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

(1) 参加形態

参加形態	特定建設工事共同企業体
参加構成員	建築工事：2者ないし3者（代表構成員を含む） 電気工事：1者ないし2者 設備工事：1者ないし2者
結成方式	自主結成
施工方式	共同施工方式

(2) 代表構成員の要件

所在地	栃木県内に建設業法に基づき設置された本店があること。
業種及びランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿において、建築一式工事に登録があり、かつ、入札参加申請日時点の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評点（P）が1,200点以上であること。
施工実績	平成28(2016)年4月1日以降に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した、延べ面積3,000㎡以上で鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の庁舎における、新営工事に係る建築一式工事（工種が建築一式工事のものに限る。）を元請（※）として施工した実績を有すること。（複合施設の場合は当該用途が延べ面積の3,000㎡以上を占める場合に限る。） (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市区町村のいずれかの者 (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注した者 ※特定建設工事共同企業体の構成員を含む。PFI事業の場合、PFI事業者からの直接受注を含む。
出資比率	構成員中最大であること。
配置技術者	建築一式工事に係る特定建設業の営業所専任技術者となり得る国家資格等を有する者を配置できること。
現場代理人	常駐配置できること。
その他	本工事に係る設計業務等の受託者である次に掲げる者と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。 ・株式会社梓設計 ・A I S 総合設計株式会社

(3) 構成員の要件

① 建築工事

所在地	栃木県内に建設業法に基づき設置された本店があること。	
業種及びランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿において、次に掲げる工種の認定及び格付を受けている者であること。	
	工 種	建築一式工事
	格 付	A以上
出資比率	6%以上	
配置技術者	建築一式工事に係る特定建設業の営業所専任技術者となり得る国家資格等を有する者を配置できること。	
その他	<p>本工事に係る設計業務等の受託者である次に掲げる者と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社梓設計 ・A I S 総合設計株式会社 	

② 電気工事

所在地	栃木県内に建設業法に基づき設置された本店があること。	
業種及びランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿において、次に掲げる工種の認定を受け、かつ、次に掲げる条件を満たす者。	
	工 種	電気工事
	条 件	入札参加申請日時時点で有効な経営事項審査結果通知書において、電気工事の総合評定点（P）が800点以上
出資比率	6%以上	
配置技術者	担当工種に係る特定建設業の営業所専任技術者となり得る国家資格等を有する者を配置できること。	
その他	<p>本工事に係る設計業務等の受託者である次に掲げる者と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社梓設計 ・A I S 総合設計株式会社 	

③ 設備工事

所在地	栃木県内に建設業法に基づき設置された本店があること。	
業種及びランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿において、次に掲げる工種の認定及び格付を受けている者であること。	
	工 種	管工事
	格 付	A
出資比率	6%以上	

配置技術者	担当工種に係る特定建設業の営業所専任技術者となり得る国家資格等を有する者を配置できること。
その他	本工事に係る設計業務等の受託者である次に掲げる者と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社梓設計 ・A I S 総合設計株式会社

3 入札日程等

設計書閲覧期間	公告日から令和8年7月24日（金）16：00までの間、光ディスクで配布 配布場所：高根沢町役場 総務課事務室（本庁第1庁舎2階）
参加申請に係る 質問の受付期間	令和8年7月8日（水） 16：00までにE-mail 提出先：総務課（keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp）
参加申請に係る 質問への回答	令和8年7月14日（火） 町ホームページにて回答
入札参加申請書 受付期間	令和8年7月24日（金） 16：00までに電子入札システム内で提出 添付書類：次の①②の書類（PDF）を1つのファイルに結合して提出 ①事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（高根沢町事後審査型条件付一般競争入札実施要綱様式第1号 ※押印不要） ②特定建設工事共同企業体協定書
設計書に係る 質問の受付期間	令和8年7月24日（金） 16：00までにE-mail 提出先：新庁舎整備課（chousha@town.takanezawa.tochigi.jp）
設計書に係る 質問への回答	令和8年8月5日（水） 町ホームページにて回答
評価項目算定 資料の提出	令和8年8月12日（水） 16：00必着 持参、郵送又は宅配便 提出書類：様式第1号～様式第8号（評価項目算定用）及び添付書類 提出先：総務課（本庁第1庁舎2階）
入札書提出	令和8年8月20日（木） 17：00までに電子入札システム内で提出
価格以外の 評価点の通知	令和8年8月24日（月）までに個別通知
価格以外の評価 に係る疑義の照会	令和8年8月26日（水） 16：00までにE-mail 提出書類：価格以外の評価に係る疑義について（照会）（様式第9号） 提出先：総務課（keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp）
開札日時	令和8年8月31日（月） 13：30から 場所：高根沢町役場 第2会議室（本庁第3庁舎2階）

※各書類の到着確認は提出者の責任において行うこと。

期限までに未着の場合は、提出がなかったものとして取り扱う。

4 資格審査

落札候補者は、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書（高根沢町事後審査型条件付一般競争入札実施要綱様式第2号）を提出すること。

提出期限	令和8年9月2日（水） 16:00まで ただし、高根沢町低入札価格調査制度による調査対象となった場合は、調査後に提出すること。
提出方法	持参 又は E-mail
提出書類	<p>（代表構成員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営事項審査結果通知書の写し（入札参加申請時点の点数が確認できるもの） ・ 類似工事の施工実績が確認できる書類の写し（※） ・ 配置技術者の保有資格が確認できる書類の写し <p>（構成員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工事にあっては、経営事項審査結果通知書の写し（入札参加申請時点の点数が確認できるもの） ・ 配置技術者の保有資格が確認できる書類の写し <p>※施工実績確認資料が総合評価における価格以外の評価点算出資料と同一の場合は提出不要。</p>
提出先	<p>総務課（本庁第1庁舎2階）</p> <p>E-mail : keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp</p>

5 保証金・前払金等

入札保証金	免除
契約保証金	<p>契約金額の100分の10以上</p> <p>ただし、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、契約金額の100分の30以上とする。</p>
支払条件	<p>前払金：請求できる。</p> <p>中間前払金：請求できる。</p> <p>部分払：請求できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は高根沢町契約事務規則を参照のこと。 ・ なお、本工事は継続費に係る工事につき、各年度における支払限度額については、「入札条件書（支払条件）」を参照のこと。

6 総合評価点の算定基準

(1) 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内のものについて、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

(2) 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点 70点

イ 価格以外の評価点 30点

(3) 価格点の算定方法

ア 価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×最低価格／入札価格 [小数点以下第4位四捨五入]

イ 最低価格は、各入札者の入札金額（消費税等を含まない。以下同じ。）のうち最低の金額（入札書が無効なものを除く。）とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。ただし、入札金額が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る者がいた場合は、最低価格は当該調査基準価格と同額とし、当該調査基準価格を下回る者の入札価格は、一律、低入札調査基準価格と同額として算定する。

(4) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者から提出された「評価項目算定資料（添付書類を含む。）」により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、別添の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

なお、価格以外の評価は、代表構成員を対象として行う。

7 入札の辞退

入札を辞退する場合は、電子入札システム内で「辞退届」を提出すること。

なお、入札書を提出した後であっても、開札の開始までは辞退することができる。

8 契約手続き

本案件の契約手続きについては、電子契約サービスによる契約締結を可能とする。

9 その他

(1) 本工事については、高根沢町共同企業体取扱要領（令和2年高根沢町告示第133号）の規定は適用しない。

(2) 下請け業者を選定する場合には、高根沢町内に本店を設置する者を選定するよう努めること。

10 担当課

(1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係

TEL : 028-675-8101 FAX : 028-675-2409

E-mail : keiyaku@town.takanezawa.tochigi.jp

(2) 工事内容について

高根沢町新庁舎整備課 新庁舎整備係

TEL : 028-675-8120 FAX : 028-675-8114

E-mail : chousha@town.takanezawa.tochigi.jp

(別添)

価格以外の評価点算定基準

評価項目	評価内容	配点	
1 実績評価		10	
①企業の 施工実績	平成 28 (2016) 年 4 月 1 日以降評価基準日まで に完成引渡し完了した、官公庁等 ^(※1) が発注 した次に掲げる同種・類似工事を元請け ^(※2) と して施工した企業の実績を評価する。 ア 延べ面積 5,000 m ² 以上 ^(※3) の鉄筋コンクリ ート造、鉄骨・鉄筋コンクリート造又は鉄骨 造の庁舎の新営工事に係る建築一式工事 イ 延べ面積 3,000 m ² 以上 ^(※4) の鉄筋コンクリ ート造、鉄骨・鉄筋コンクリート造又は鉄骨 造の屋内体育施設又は文化ホールの新営工事 に係る建築一式工事	3	ア・イ両方 3 どちらか 1.5 なし 0
②ISO の取得 状況	評価基準日時点で有効な次の ISO 認証の取得の 有無により評価する。 ア ISO9001 イ ISO14001	1	ア・イ両方 1 どちらか 0.5 なし 0
③事業所(本 社)の所在 地	本店(建設業法に基づく主たる営業所に限 る。)の所在地が次のいずれかの市町内にある かを評価する。 高根沢町、宇都宮市、さくら市、那須烏山 市、芳賀町、市貝町	1	該当 1 非該当 0
④配置予定技 術者の施工 実績	平成 28 (2016) 年 4 月 1 日以降評価基準日まで に完成引渡し完了した、官公庁等 ^(※1) が発注 した次に掲げる同種・類似工事を元請け ^(※2) と して受注した工事において、主任技術者、監理 技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として 施工した配置予定技術者の工事経験を評価す る。 ア 延べ面積 5,000 m ² 以上 ^(※3) の鉄筋コンクリ ート造、鉄骨・鉄筋コンクリート造又は鉄骨 造の庁舎の新営工事に係る建築一式工事 イ 延べ面積 3,000 m ² 以上 ^(※4) の鉄筋コンクリ ート造、鉄骨・鉄筋コンクリート造又は鉄骨	3	ア・イ両方 3 どちらか 1.5 なし 0

	造の屋内体育施設又は文化ホールの新営工事に係る建築一式工事		
⑤企業の取組	<p>評価基準日前2年間に完成引渡しが完了した官公庁等^(※1)発注の工事を元請け^(※2)として受注した工事(工種は問わない)において、次に掲げる建設業の担い手確保や待遇改善に係る取組を実施した実績を評価する。</p> <p>ア 週休2日制工事の実施 発注機関の要領等により4週8休以上を達成した週休2日制工事の実績を有すること。</p> <p>イ 若手・女性技術者の配置 若手(配置された工事の着手日時点において満38歳以下)又は女性技術者を配置した実績を有すること。</p> <p>ウ 建設キャリアアップシステムの導入 発注機関の要領等による建設キャリアアップシステムを活用した工事の実績を有すること。</p>	2	2つ該当 2 1つ該当 1 該当なし 0
2 提案評価		20	
次に掲げるテーマについて、入札者が任意で設定した5つの課題とその課題に対する提案を評価する。			
①事業の推進体制	施工体制や技術者の配置、情報共有・情報伝達に関する課題とその対応について技術的所見を求める	4	それぞれ A評価 4 B評価 3 C評価 2 D評価 1 E評価 0
②工程管理及び品質管理	本事業の特性を踏まえ、工程計画、工程管理及び品質管理に関する課題とその対応について技術的所見を求める	4	
③安全管理及び近隣住民への配慮	工事の安全対策及び近隣住民等への配慮に関する課題とその対応について技術的所見を求める	4	
④環境負荷の低減	工事に伴う環境負荷の低減に関する課題とその対応について技術的所見を求める	4	
⑤地域貢献	下請けや資材調達における地元企業の活用、高根沢町の地域活性化に関する課題とその対応について技術的所見を求める	4	

(※1) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市区町村(これらの者が発注したPFI

事業を受注した者を含む。)

なお、特殊法人とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す法人をいい、都道府県出資公社とは、道路公社・住宅供給公社・日本下水道事業団等をいう（県警共済組合・土地区画整理組合・土地改良区等の団体は含まない。）。

- (※2) 建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。PFI 事業の場合は、PFI 事業を受注した者から直接受注した実績を含む。
- (※3) 複合施設の場合は庁舎としての用途が延べ面積の5,000㎡以上を占める場合に限る。
- (※4) 複合施設の場合は屋内体育施設又は文化ホールとしての用途（屋内体育施設及び文化ホールの複合施設である場合は、その両方を合わせた面積）が延べ面積の3,000㎡以上を占める場合に限る。

様式第1号（第5条関係）

入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及び契約不適合責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、高根沢町建設工事請負契約書第57条の2に規定する違約金は「請負代金額の10分の3に相当する額」とする。
- 2 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。ただし、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6月が経過する日までとする。

入札条件書（支払条件）

本工事は継続費に係る工事につき、令和8年度から令和10年度までの各年度の支払予定額、出来高予定額及び前払金支払予定額は次のとおりとする。

1 令和8年度	支払予定額	請負代金の約	9.0%
	出来高予定額	請負代金の約	10.0%
2 令和9年度	支払予定額	請負代金の約	58.5%
	出来高予定額	請負代金の約	65.0%
3 令和10年度	支払予定額	請負代金の約	32.5%
	出来高予定額	請負代金の約	25.0%
4 前払金支払予定額	各年度の出来高予定額の4割以内とする。		

入札条件書(特記事項)

本工事の入札・施工に当たっては、契約書、設計図書によるほか、次の特記事項に従い実施するものとする。

適用区分 (■：適用する □：適用しない)

1 総合評価関係

- 本工事は、総合評価落札方式により施工計画の提出を要する工事である。
1. 配置技術者は当該工事に提出した施工計画の内容を満たす施工をしなければならない。
 2. 発注者は、工事の監督・検査にあたり受注者の施工内容が評価した施工計画の内容を満たしていることを確認することとし、受注者は必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は受注者の負担とする。
 3. 受注者の責により施工計画を満たす施工が行われない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当とし最大8点を減点する。
 4. 前項により減点を受けた者は、次回工事の指名選定において不適格者として扱われることがある。

2 余裕期間設定工事

- 本工事は高根沢町余裕期間設定工事試行要領に基づく工事である。
(主任技術者又は監理技術者の専任期間等)
1. 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置は要さない。
 2. 工事着手日から工事目的物引渡し日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要する。
 3. 工事着手日から現場着手日の前日までの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。
 4. 事務手続き及び後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。
 5. 工事完成後、工事目的物の引渡し日までの期間については、原則、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要さない。
- (工期)
- 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限日までの間(工事着手ができない期間を除く)で、受注者は工事着手日を任意に設定することができる。
- 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は要さない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行うことはできない。
- なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うことになる。
- 工事着手期限：本工事の契約に係る町議会の議決(承認)を得た日から60日以内

(コリンズへの登録)

コリンズへの登録は、契約後 10 日以内（土日祝日を除く。）に行うこと。

また、技術者の従事期間は、実工期の期間（契約書に記載されている工期）をもって登録すること。（余裕期間を含まないことに留意する。）

3 積算基準関係

【積算基準全般】

- 本工事は、栃木県建築工事積算要領(令和 6 年 4 月 1 日改定)に基づき積算している。
- 本工事は、共通仮設費及び現場管理費は、(■建築 (■新営 □改修) ■電気設備 (■新営 □改修) ■機械設備 (■新営 □改修) ■昇降機設備 □解体) 工事の率(別紙 1 参照)で算定している。
- 本工事は、共通仮設費、現場管理費は、建築工事積算要領等の資料第 2 章 3 (監理事務所(監督職員事務所)を設けない場合)を適用しており、補正した率により算定している。
- 本工事は、一般管理費等は、(■建築、解体 □電気設備 □機械設備、昇降機設備) 工事の率(別紙 1 参照)で算定している。
- 本工事は、共通費は以下を採用している。
共通仮設費() 現場管理費() 一般管理費()
- 本工事は、共通費算定に係る工期は、21.0 か月と設定している。
- 以下に示す工事を「リース料」として、共通費を算定している。
・種目・科目別内訳名称() 細目別内訳名称()

【単価】

- 本工事は、積算単価は、令和 8 年 6 月単価を適用している。
- 本工事は、執務並行改修の適用工事であり、単価を補正している。
- 本工事は、発注者指定型の週休 2 日制工事であり、工事の実績により単価補正を行う。

4 現場代理人及び主任技術者の兼任関係

- 本工事は、他工事との現場代理人の兼任は認めない。(理由: 請負代金)
 - 本工事は、他工事との主任技術者の兼任は認めない (理由: 請負代金)
- ※ 現場代理人と主任技術者の兼務は可能。

5 監理技術者の兼任関係

- 本工事は、他工事との監理技術者の兼任は認めない。(理由: 請負代金)

6 建設発生土関係

- 本工事で発生した建設発生土は構外に搬出し適切に処理すること。
- ※ 工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、
督職員と 協議するものとする。
- 残土処理をする施設の名称及び所在地

所在地	運搬距離 (km)

■ 処理場所の特定ができないため、設計上、残土の処理場所は、14 km の範囲内に処理すると見込んでいるが、発注後、監督職員と協議する。

7 再資源化関係

■ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令に定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

※ 工事契約にあたっては建設リサイクル法第12条に基づく発注者への説明書及び同法第13条に基づく書面の交付を行うこと。

※ 工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

※ 分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき監督職員に報告すること。報告にあたっては、「建設副産物情報交換システム」を利用することもできる。

1. 分別解体の方法

(1) 建築物に係る新築工事等（新築・増築修繕・模様替等）の場合

工程	作業内容	分別解体等の方法
① 造成等	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
② 基礎・基礎ぐい	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
③ 上部構造部分・外装	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
④ 屋根	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤ 建築設備・内装等	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑥ その他（外構）	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 建築物に係る解体工事の場合

工程	作業内容	分別解体等の方法
① 建築設備・内装材等	■有 □無	■手作業 ^{※1} ■手作業・機械作業の併用 理由 ^{※2} （ ）
② 屋根ふき材	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 理由 ^{※2} （ ）
③ 上部構造部分・外装	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
④ 基礎・基礎ぐい	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤ その他（ ）	□有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※1 工程内で部位毎に分別解体工法が異なる場合は、部位毎に特記する。

※2 手作業・機械作業の併用時のみ理由を記載する。

2. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	(株) テクノハヤト	高根沢町大字中阿久津
アスファルト	(株) テクノハヤト	高根沢町大字中阿久津
木材	(株) 八幡	宇都宮市平出工業団地

※ 新築工事では、発生量等が特定できないため、当初工事には含まない。

8 石綿関係

■ 本工事は、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)に定める解体等工事であって、その規模が「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第一号)に定める規模以上の工事であるため、当該解体等工事が特定工事に該当するか否か調査及びその報告について適正な措置を講ずること。また、特定工事に該当する場合には適正な飛散防止対策等を講ずること。

□ 石綿等を含む場合

本工事対象建築物の解体等の作業に係る部分の下記に示す箇所に、石綿等が使用されていると判断されるので、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第8条に基づき通知する。

石綿含有建材等の名称	使用箇所	使用数量の概数

1. 着工に先立ち、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条に基づき、石綿等の使用の有無について必要な資格等を有するものによる事前調査を行うとともに、その結果を監督職員に報告すること。
2. 平成17年8月2日安発第0802001号(厚生労働省労働基準局安衛生部)の指導により、右に掲げる内容を掲示すること。
3. 調査の結果、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第5条に係る届出が必要となった場合は、速やかに所定の届出をするとともに、対応方法等について監督職員と協議すること。
4. 本工事において発生した石綿等は、下記の処分先に処分するものとして積算したが、処分先については、これを指定するものではない。
また、表記以外の処分先に処分する場合は、監督職員の承諾を得ること。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じん人の飛散防止対策を行っております。		
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要： (90) ・遮断措置 ・保護具・保護衣の使用 ・立入禁止措置		平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。	施工者署名:	_____
石綿に係る特別的教育を受けた者が作業を行っています。 受訓した特別教育者: 〇〇〇〇の受講した講習(平成〇〇年〇月受講)	現場責任者署名:	_____

石綿含有建材等の名称	想定した処分先

5. 石綿等の取り扱い方法は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版及び石綿障害予防規則その他の関係法令によるほか、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）によるものとする。

■ 石綿等を含まない場合

本工事対象建築物の解体等の作業に係る部分には、石綿等の使用はないと判断されますので、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第8条に基づき通知いたします。

1. 着工に先立ち、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条に基づき、石綿等の使用の有無について必要な資格等を有するものによる事前調査を行うとともに、その結果を監督職員に報告すること。
2. 調査の結果、石綿等の利用がないことが確認された場合は、平成17年8月2日安発第0802001号（厚生労働省労働基準局安全衛生部）の指導により、右に掲げる内容を掲示すること。
3. 調査の結果、石綿等の利用が確認された場合は、監督職員に報告し、指示に従うこと。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
石綿障害予防規則に基づく石綿の取扱いの取組を行った結果、当該現場では石綿を使用しておりません。			
調査実施 (表示日)		作業期間	〒XXXXXX-XXXX-XXXX 〒XXXXXX-XXXX-XXXX
〒XXXXXX-XXXX-XXXX(表示日)			
施工事業者名: _____			
現場責任者名: _____			

9 工事写真の黒板情報電子化関係

■ 本工事における工事写真について、以下のすべての要件を満たし、かつ、監督職員の承諾を受ければ、黒板情報を電子化できるものとする。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、この限りではない。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編・建築設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」に記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例から選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編・建築設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

3. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者はURL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステ

ム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

10 週休2日制工事関係

■ 本工事は、「栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事実施要領」の規定を準用し実施する工事である。（発注者指定型）

□ 本工事は、「栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事実施要領」に定める受注者の希望により週休2日制工事が実施できる工事である。（受注者希望型）

栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事実施要領 URL：

県 HP 「<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/syuukyuuufutsuka.html>」

11 情報共有システム関係

■ 本工事は、「栃木県県土整備部営繕工事における情報共有システム実施要領」の規定を準用し、受注者の希望によりシステム利用ができる工事である。

1 実施にあたっては、「栃木県県土整備部営繕工事における情報共有システム実施要領」に基づき実施するものとする。

2 情報共有システムについて、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認めた場合などは、実施しないことができるものとする。

栃木県県土整備部営繕工事における情報共有システム実施要領 URL

県 HP 「<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/jouhoukyouyuu.html>」

12 建設キャリアアップシステム活用工事

■ 本工事は「栃木県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」の規定を準用し、受注者の希望により建設キャリアアップシステムが活用できる工事である。

試行要領 URL：県 HP 「https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/kendo_ccus.html」

13 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出

■ 本工事は、当初契約後14日以内に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成して、発注者に提出するものとする。なお、変更契約時については、発注者から内訳書の提出を請求された場合、受注者は内訳書を提出しなければならない。

14 工事で使用する資機材等の納期遅延について

■ 社会情勢等の影響による資機材等の納期遅延により、契約工期内に工事が完成できない等、工期の延長が必要と認められる場合には、工事の一時中止等の措置を講じるとともに、工期の延長を検討する。

15 建設業退職金共済制度の履行

■ 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示すること。

16 その他の入札条件

--

【共通費算定式一覧】

共通仮設費率（新営建築物工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 5,000,000$ (千円) (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

共通仮設費率（改修建築物工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

共通仮設費率（新営電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3) K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

共通仮設費率（改修電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr：共通仮設費率 (%) (注4) P：直接工事費 (千円) T：工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

共通仮設費率（新営機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr：共通仮設費率 (%) (注4) P：直接工事費 (千円) T：工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr：共通仮設費率 (%) (注4) P：直接工事費 (千円) T：工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

共通仮設費率（昇降機設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 500,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

共通仮設費率（解体工事）

共通仮設費率	1%
--------	----

現場管理費率（新営建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T)$ (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e Np + 0.773 \times \log_e T)$ (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
----------------	---

<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> $3,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>

現場管理費率（新営電気設備工事）

<p>現場管理費率 (注1)</p>	<p>$J_o = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ (注2・3)</p> <p>J_o : 現場管理費率 (%) (注4)</p> <p>N_p : 純工事費 (千円)</p> <p>T : 工期 (か月)</p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> $10,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

現場管理費率（改修電気設備工事）

<p>現場管理費率 (注1)</p>	<p>$J_o = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T)$ (注2・3)</p> <p>J_o : 現場管理費率 (%) (注4)</p> <p>N_p : 純工事費 (千円)</p> <p>T : 工期 (か月)</p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> $3,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

現場管理費率（新営機械設備工事）

<p>現場管理費率 (注1)</p>	<p>$J_o = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T)$ (注2・3)</p> <p>J_o : 現場管理費率 (%) (注4)</p> <p>N_p : 純工事費 (千円)</p> <p>T : 工期 (か月)</p>
------------------------	--

<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> $10,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
--

現場管理費率 (改修機械設備工事)

<p>現場管理費率 (注1)</p>	<p>$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T)$ (注2・3)</p> <p>J_o : 現場管理費率 (%) (注4)</p> <p>N_p : 純工事費 (千円)</p> <p>T : 工期 (か月)</p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> $3,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

現場管理費率 (昇降機設備工事)

<p>現場管理費率 (注1)</p>	<p>$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)$ (注2・3)</p> <p>J_o : 現場管理費率 (%) (注4)</p> <p>N_p : 純工事費 (千円)</p>
<p>(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。</p> $5,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 500,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

現場管理費率 (解体工事)

現場管理費率	2%
--------	----

一般管理費等率 (建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、解体工事)

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	20.11%	一般管理費等率算定式により算定された率	9.34%

算定式

$$G_p = 32.597 - 3.591 \times \log_{10}(C_p)$$

ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : 工事原価 (千円)

(注1) G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

施工計画の作成及び実施に関する留意事項

施工計画の作成、評価及び受注後の履行性の確保については、以下により取り扱うこととする。

1 作成上の注意

- ① 「様式第8号」により作成することとし、評価項目（テーマ）ごとに1枚作成すること。
（様式は町HPからダウンロードすることとし、様式の変更は認めない。）
<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/biz/keiyaku/R8joukentuki.html>
- ② 評価項目ごとに、現場条件や設計内容等を踏まえ課題や配慮すべき事項とそれらの対応についての技術的所見を具体的に記載すること。
- ③ 各評価項目に対する技術的所見は5提案までとし、1提案あたりの字数は200字以内とする。
なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず1字として数える。
- ④ 施工計画は代表構成員が作成すること。
- ⑤ 各提案の内容を補足する資料として、図表等（A4白黒）を1枚まで添付することができる。
- ⑥ 各提案及び添付する資料内に商号又は名称等を類推できるものを記載・添付等しないこと。

2 評価方法

- ① 評価項目の提案ごとに、課題の把握度と対応の効果の優劣を評価することとし、それらを総合的に判断し、評価項目ごとに0点から4点まで、それぞれ1点刻みで評価する。
- ② 提案数が5に満たない場合、未提案分については標準案が提案されたものとして評価する。
- ③ 優れた提案であっても過度なコスト負担を要する提案については、当該評価よりも下位の評価とする。
- ④ 1つの提案の中で複数の課題や対応について記述した場合又は同じ提案を複数の提案として記述した場合は1つの提案として評価する。
- ⑤ 規定の文字数及び添付図表等の枚数を超過した場合は、超過分の内容について一切評価しない。
- ⑥ 以下のような不適切な提案が含まれる場合には、当該不適切な提案が含まれる評価項目のすべての提案を評価しない。
 - ・当該工事との関連性が適切でない、又は無関係な内容である。
 - ・関係法令に違反するもの、又は基準や指針と不整合な記載である。
 - ・その他、適切な履行がなされないおそれがある。

3 施工計画の履行性の確保

- ① 優れた提案が完全に履行された場合は、工事成績評定における創意工夫等において加点する。
- ② 提案の不履行又は履行性への疑義が確認された場合は、工事成績評定において、その度合いに応じ、最大8点を減点する。

様式第1号（評価項目算定用）

年 月 日

高根沢町長 神林 秀治 様

共同企業体の名称

共同企業体代表構成員の所在地、
商号又は名称及び代表者氏名

評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

記

工事名：高根沢町新庁舎等建設工事

工事箇所：高根沢町大字石末地内（町民広場）

【連絡先】担当者 所 属
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

様式第2号 (評価項目算定用)

評 価 点 算 定 資 料 一 覧 表

工事名：高根沢町新庁舎等建設工事
商号又は名称：

評価項目	区分		提出書類	提出枚数
	実績有り (平成28(2016)年4月1日から評価基準日まで) ISO9001及びISO14001の両方を取得 (評価基準日現在)	実績無し ISO14001又はISO9001のいずれかを取得 (評価基準日現在)		
ア 企業の施工実績	実績有り (平成28(2016)年4月1日から評価基準日まで) ISO9001及びISO14001の両方を取得 (評価基準日現在)	実績無し	・(様式第3号) 施工実績評価資料及び添付書類	枚
イ ISOの認証取得	実績有り (平成28(2016)年4月1日から評価基準日まで)	無し	・登録証の写し及び付け属書の写し	枚
ウ 地域内拠点の有無	本店の所在地 市町 (注) 4	その他の地域		
エ 配置予定技術者の工事経験	経験有り (平成28(2016)年4月1日から評価基準日まで)	経験無し	・(様式第4号) 配置予定技術者評価資料及び添付書類	枚
オ 企業の取組	実績有り (評価基準日前2年間)	実績無し	①、②、③、④のいずれか ①栃木県発注工事における工事成績評定通知書の写し ②国発注工事における週休2日制適用工事における履行実績取組証の写し ③CORINSの「登録内容確認書」の写し (注) 5 ④(様式第5号) 週休2日制(4週8休以上) 工事実績証明書の写し	枚
	実績有り (評価基準日前2年間)	実績無し	・(様式第6号) 若手・女性技術者配置実績評価資料及び添付書類	枚
③ 建設キャリアアップシステム活用工事の実績	実績有り (評価基準日前2年間)	実績無し	①、②のいずれか ①栃木県発注工事における工事成績評定通知書の写し ②(様式第7号) 建設キャリアアップシステム活用工事実績証明書の写し	枚
カ 提案評価			・(様式第8号) 施工計画	枚

(注) 1 特定JVに係る入札の場合は、代表構成員について作成し提出すること。

2 本書は、入札公告又は入札通知書に示す総合評価点算定基準に基づき記入し、提出書類の欄に掲げる書類を提出すること。

3 区分の欄は、該当する項目を□で囲み、下線部については記入すること。

4 本店(建設業法に基づく主たる営業所に限る。)の所在地が高根沢町、宇都宮市、さくら市、那須烏山市、芳賀町、市貝町のいずれかの市町内である場合は、当該市町名を記入すること。

5 CORINSの「登録内容確認書」の写しは、週休2日(4週8休)の実績がある旨が明記されているもののみ評価する。

様式第4号（評価項目算定用）

配置予定技術者評価資料

工事名：高根沢町新庁舎等建設工事

商号又は名称

区分	主任技術者・監理技術者 ※該当に○をつけること	氏名	
所属会社			建設業許可番号

工事 経 験	発注者名	
	工事名	
	工事箇所	
	請負金額	円（うち消費税等の額 円）
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事技術者名	主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 現場代理人 ※該当技術者に○をつけること
	工事概要	
CORINS 登録の有無	・有（CORINS 登録番号）	・無

(注)

- 1 特定JVに係る入札の場合は、代表構成員について作成し提出すること。
- 2 本書は、入札公告又は入札通知書に示す総合評価点算定基準の評価項目の「施工実績等」に基づき記入すること。
- 3 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。
また、技術者を1人に特定できない場合は、複数の者を技術者とすることができる。この場合、本書は、評価基準を満たすか否かにかかわらず、すべての技術者数分作成すること。
- 4 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。
- 5 当該評価項目について技術者が評価基準を満たさない場合は、本書の提出を要しない。
- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料（様式第3号）の工事と同一でなくてもよい。
- 8 本書に記載した技術者が当該工事に従事したこと、並びに、当該工事の内容が評価基準に該当する工事であることを証明できるもの（CORINSの「登録内容確認書」、契約書（当該工事がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者と受注者がわかる契約書を含む）、設計書、仕様書、図面等の写しなど）を添付すること。なお、当該技術者が、契約工期全般にわたり従事していない場合は、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（栃木県土木工事共通仕様書に定める「計画工程表（工事実施工程表）」など）を添付すること。また、施工実績評価資料（様式第3号）に記載した工事と同一の工事であって重複する書類については省略することができる。

様式第5号（評価項目算定用）

（証明を依頼する相手方）様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

高根沢町事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）の評価項目算定資料の提出にあたり、当社が実施した週休2日制（4週8休以上）工事の実績を下記のとおり証明願います。

記

工事名： ○○○○○工事

工事箇所： ○○県○○市○○

工期： ○○年○○月○○日 ～ ○○年○○月○○日

上記のことについて、貴社の工事が週休2日制（4週8休）工事として実施されたことを証明します。

○○年○○月○○日

証明者
○○○○事務所
所長 ○○ ○○ 印

（注）週休2日制（4週8休以上）工事とは、発注機関の要領等に基づき、4週8休以上を達成した工事をいう。

様式第6号（評価項目算定用）

若手・女性技術者配置実績評価資料

工事名：高根沢町新庁舎等建設工事

商号又は名称

区 分	若手技術者・女性技術者 ※該当に○をつけること	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日	※若手技術者の 場合のみ、生年 月日・年齢記載
	対象工事着手 時の年齢	歳	
所属会社		建設業許可番号	

工 事 経 験	発 注 者 名	
	工 事 名	
	工 事 箇 所	
	請 負 金 額	円（うち消費税等の額 円）
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 技 術 者 名	主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 現場代理人 ※該当技術者に○をつけること
	工 事 概 要	
	CORINS 登録の有無	・有（CORINS 登録番号） ・無

(注)

- 1 特定JVに係る入札の場合は、代表構成員について作成し提出すること。
- 2 本書には、本書の提出日現在で3か月以上直接的かつ恒常的に雇用している職員のうち、入札公告に示す総合評価点算定基準の評価項目の「若手・女性技術者の配置実績」に基づく者を記載すること。
- 3 記載した者について、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しを添付すること。ただし、法人の役員であること等により雇用保険に加入できない場合については、健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る）の写しを添付すること。
- 4 複数の者を若手・女性技術者として報告することができるが、この場合、本書は、評価基準を満たすか否かにかかわらず、すべての若手・女性技術者分を作成すること。
- 5 当該評価項目について、評価基準を満たす若手・女性技術者がいない場合は、本書の提出を要しない。

(資格について)

- 1 国家資格者等にあつては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

(工事経験について)

- 1 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 2 本書に記載した技術者が当該工事に従事したこと、並びに、当該工事の内容が評価基準に該当する工事であることを証明できるもの（CORINSの「登録内容確認書」、契約書（当該工事がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者と受注者がわかる契約書を含む）、設計書、仕様書、図面等の写しなど）を添付すること。なお、当該技術者が、契約工期全般にわたり従事していない場合は、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（栃木県土木工事共通仕様書に定める「計画工程表（工事実施工程表）」など）を添付すること。また、施工実績評価資料（様式第3号）又は配置予定技術者評価資料（様式第4号）に記載した工事と同一の工事であって重複する書類については省略することができる。

様式第7号（評価項目算定用）

（証明を依頼する相手方）様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

高根沢町事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）の評価項目算定資料の提出にあたり、当社が実施したCCUS活用工事の実績を下記のとおり証明願います。

記

工事名： ○○○○○工事

工事箇所： ○○県○○市○○

工期： ○○年○○月○○日 ～ ○○年○○月○○日

上記のことについて、貴社の工事がCCUS活用工事として実施されたことを証明します。

○年○月○日

証明者
○○○○事務所
所長 ○○ ○○ 印

（注）CCUS活用工事とは、発注機関の要領等に基づき、建設キャリアアップシステムを活用し実施した工事をいう。

施 工 計 画

商号又は名称	
工 事 名	高根沢町新庁舎等建設工事
工事箇所	高根沢町大字石末地内（町民広場）

- ※ 提案数は5提案までとし、1提案の字数は200字以内とすること。
 なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず1字として数える。
 ※ その他「施工計画の作成及び実施に関する留意事項」に基づき作成すること。

評価項目	①事業の推進体制について 施工体制や技術者の配置、情報共有・情報伝達に関する課題とその対応について技術的所見を求める	評価	実施状況
提案1			
提案2			
提案3			
提案4			
提案5			

（注意）様式（字数・行数など）を変更しないこと。「評価」「実施状況」の欄は記入しないこと。
 所定の欄以外に商号又は名称等を類推できる事項は記載しないこと。

施 工 計 画

商号又は名称	
工 事 名	高根沢町新庁舎等建設工事
工事箇所	高根沢町大字石末地内（町民広場）

- ※ 提案数は5提案までとし、1提案の字数は200字以内とすること。
 なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず1字として数える。
 ※ その他「施工計画の作成及び実施に関する留意事項」に基づき作成すること。

評価項目	②工程管理及び品質管理について 本事業の特性を踏まえ、工程計画、工程管理及び品質管理に関する課題とその対応について技術的所見を求める	評価	実施状況
提案1			
提案2			
提案3			
提案4			
提案5			

（注意）様式（字数・行数など）を変更しないこと。「評価」「実施状況」の欄は記入しないこと。
 所定の欄以外に商号又は名称等を類推できる事項は記載しないこと。

施 工 計 画

商号又は名称	
工 事 名	高根沢町新庁舎等建設工事
工事箇所	高根沢町大字石末地内（町民広場）

- ※ 提案数は5提案までとし、1提案の字数は200字以内とすること。
 なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず1字として数える。
 ※ その他「施工計画の作成及び実施に関する留意事項」に基づき作成すること。

評価項目	③安全管理及び近隣住民への配慮について 工事の安全対策及び近隣住民等への配慮に関する課題とその対応について技術的所見を求める	評価	実施状況
提案1			
提案2			
提案3			
提案4			
提案5			

（注意）様式（字数・行数など）を変更しないこと。「評価」「実施状況」の欄は記入しないこと。
 所定の欄以外に商号又は名称等を類推できる事項は記載しないこと。

施 工 計 画

商号又は名称	
工 事 名	高根沢町新庁舎等建設工事
工事箇所	高根沢町大字石末地内（町民広場）

- ※ 提案数は5提案までとし、1提案の字数は200字以内とすること。
 なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず1字として数える。
 ※ その他「施工計画の作成及び実施に関する留意事項」に基づき作成すること。

評価項目	④環境負荷の低減について 工事に伴う環境負荷の低減に関する課題とその対応について技術的所見を求め	評価	実施状況
提案1			
提案2			
提案3			
提案4			
提案5			

（注意）様式（字数・行数など）を変更しないこと。「評価」「実施状況」の欄は記入しないこと。
 所定の欄以外に商号又は名称等を類推できる事項は記載しないこと。

施 工 計 画

商号又は名称	
工 事 名	高根沢町新庁舎等建設工事
工事箇所	高根沢町大字石末地内（町民広場）

- ※ 提案数は5提案までとし、1提案の字数は200字以内とすること。
 なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず1字として数える。
 ※ その他「施工計画の作成及び実施に関する留意事項」に基づき作成すること。

評価項目	⑤地域貢献について 下請けや資材調達における地元企業の活用、高根沢町の地域活性化に関する課題とその対応について技術的所見を求める	評価	実施状況
提案1			
提案2			
提案3			
提案4			
提案5			

（注意）様式（字数・行数など）を変更しないこと。「評価」「実施状況」の欄は記入しないこと。
 所定の欄以外に商号又は名称等を類推できる事項は記載しないこと。

年 月 日

高根沢町長 神林 秀治 様

共同企業体の名称

共同企業体代表構成員の所在地、
商号又は名称及び代表者氏名

価格以外の評価に係る疑義について（照会）

下記の工事について、価格以外の評価に係る疑義を次のとおり申し立てます。

記

- 1 工 事 名 高根沢町新庁舎等建設工事
- 2 工 事 箇 所 高根沢町大字石末地内（町民広場）
- 3 疑義の内容